

5月教育委員会定例会議事録

- 1 日 時 令和3年5月27日（木） 午後2時00分～午後 時 分
- 2 場 所 湖西市役所 市長公室
- 3 出席者 教 育 長 渡辺 宜宏
委 員 袴田 雄司 佐原 陽子 河合 禎隆 田中ゆかり
事 務 局 教 育 次 長(岡本 聡) 教育総務課長(松本圭史)
学 校 教 育 課 長(鈴木聖慈) 幼 児 教 育 課 長(豊田香織)
ス ポ ー ツ ・ 生 涯 学 習 課 長(尾崎 修) 産 業 部 長(山本信治)
文 化 観 光 課 長(松山智次郎) 教育総務課長代理(木下靖義)
- 4 報 告 第 5 号 湖西市就学支援委員会委員の委嘱又は任命について
第 6 号 湖西市不登校児等対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について
第 7 号 湖西市チャレンジ教室運営協議会委員の委嘱又は任命について
第 8 号 湖西市いじめ対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について
第 9 号 湖西市外国人児童生徒適応指導教室運営協議会委員の委嘱又は任命について
第 10号 湖西市教科等指導リーダー相談員の委嘱又は任命について
第 11号 学校評議員の委嘱又は任命について
第 12号 湖西市青少年育成センター青少年補導員の委嘱又は任命について
第 13号 湖西市スポーツ推進審議会委員の委嘱又は任命について
- 5 議 案 第 22号 令和3年度湖西市一般会計補正予算（第3号）要求について
第 23号 湖西市チャレンジ教室運営協議会要綱の一部改正について

て

第 24 号 湖西市指定文化財の指定について

午後 2 時00分開会

(渡辺教育長) 出席は 5 名、定足数に達しているので、令和 3 年 5 月湖西市教育委員会定例会を開会する。

(渡辺教育長) それでは審議に入る。議案第 24 号「湖西市指定文化財の指定について」、事務局の説明を求める。

(文化観光課長) 議案第 24 号「湖西市指定文化財の指定について」、湖西市文化財保護条例（昭和 52 年湖西市条例第 33 号）第 4 条第 1 項の規定により、下記の物件を湖西市指定有形文化財に指定したいので承認を求める。令和 3 年 5 月 27 日提出 湖西市教育委員会 教育長 渡辺 宜宏。

令和 3 年 1 月 28 日に開催された教育委員会定例会の議案第 1 号において、文化財保護審議会に指定文化財にかかる諮問を行うことを承認いただいた浜名湖湖底遺跡出土品一括について、去る 2 月 8 日および 4 月 28 日の 2 回にわたり開催した湖西市文化財保護審議会において諮問を行い審議した結果、名称を「浜名湖新居町沖湖底遺跡群【ゼゼラ遺跡（地区）・スモテ遺跡（地区）・西浜名橋遺跡（地区）】出土品」に変更し、答申書のとおり、131 点すべてを一括して湖西市指定有形文化財に指定することが適当である旨の答申があった。ついては、湖西市文化財保護条例第 4 条第 1 項により、湖西市指定有形文化財、種別は美術工芸品（考古遺物）に指定することの承認について審議をお願いするものである。指定物件の概要は資料のとおりである。131 点の資料内訳については、指定物件一覧に掲載しているが、主な出土品は土器片、骨角器（こっかくき）、石錘（せきすい）、須恵器などで、状態はきわめて良好であり、年代的には原始、古代、中世のものである。審議会では、湖西の縄文から中世の海面変動や陸地の変動の過程が推測できる貴重な資料と認められた。今後は、一部を湖西中学校のふるさと展示室に展示し、公開をしていく予定である。

以上。

(渡辺教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(田中委員) 文化財として価値があることを認められたことは素晴らしい。浜松市などは、遺跡が発掘された場所であることがわかるような案内看板等が立てられている。湖西市での取り組みはどうか。

(文化観光課長) 現在は看板の設置等はしておらず今のところ予定はないが、皆さんに知ってもらうことは良いことなので検討したい。

(渡辺教育長) 他に質疑がないようであれば、議案第 24 号「湖西市指定文化財の指定について」を採決を行うがよろしいか。本案を原案のとおり承認する方の挙手を求める。

(挙手全員)

(渡辺教育長) 挙手全員である。よって、議案第 24 号「湖西市指定文化財の指定について」は原案のとおり承認された。

続いて、報告第 5 号「湖西市就学支援委員会委員の委嘱又は任命について」、事務局の説明を求める。

(学校教育課長) 報告第 5 号「湖西市就学支援委員会委員の委嘱又は任命について」、湖西市就学支援委員会規則（昭和 56 年湖西市教育委員会規則第 1 号）第 4 条の規定により、下記の者を湖西市就学支援委員会委員に委嘱又は任命したので報告する。令和 3 年 5 月 27 日提出 湖西市教育委員会 教育長 渡辺 宜宏。

この委員会については、湖西市の小・中学校において心身に障害をもつ児童生徒さらには就学児を対象として、その心身の障害の程度に応じて適正な就学支援を行うために制定されたものである。委員については、25 名以内で組織することになっており、その任期は 1 年となっている。令和 3 年度については、名簿のとおり 20 名を委員として委嘱又は任命した。

以上。

(渡辺教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

(渡辺教育長) 続いて、報告第6号「湖西市不登校児等対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について」、事務局の説明を求める。

(学校教育課長) 報告第6号「湖西市不登校児等対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について」、湖西市不登校児等対策連絡協議会要綱（昭和56年湖西市教育委員会告示第56号）第3条の規定により、下記の者を湖西市不登校児等対策連絡協議会委員に委嘱又は任命したので報告する。令和3年5月27日提出 湖西市教育委員会 教育長 渡辺 宜宏。

この協議会については、湖西市内の小・中学校に在学している不登校児童生徒等の指導の適正化を図るという趣旨のもとに制定されている。不登校児童生徒等の指導に係る情報交換や、指導経過についての情報交換等が所掌事項である。委員の任期は1年となっており、令和3年度については、名簿のとおり20名を委員として委嘱又は任命した。

以上。

(渡辺教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

(渡辺教育長) 続いて、報告第7号「湖西市チャレンジ教室運営協議会委員の委嘱又は任命について」、事務局の説明を求める。

(学校教育課長) 報告第7号「湖西市チャレンジ教室運営協議会委員の委嘱又は任命について」、湖西市チャレンジ教室運営協議会要綱（平成9年湖西市教育委員会告示第16号）第3条の規定により、下記の者を湖西市チャレンジ教室運営協議会委員に委嘱又は任命したので報告する。令和3年5月27日提出 湖西市教育委員会 教育長 渡辺 宜宏。

この協議会については、不登校児童生徒の「集団への適応力」を育み、自立支援を通して学校への復帰を目指す湖西市チャレンジ教室の運営や指導方法について協議するために制定されたものである。委員の任期は、1年となっており、令和3年度については、名簿のとおり19名を委員として委嘱又は任命した。

以上。

(渡辺教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

(渡辺教育長) 続いて、報告第8号「湖西市いじめ対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について」、事務局の説明を求める。

(学校教育課長) 報告第8号「湖西市いじめ対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について」、湖西市いじめ対策連絡協議会要綱（平成8年湖西市教育委員会告示第4号）第3条の規定により、下記の者を湖西市いじめ対策連絡協議会委員に委嘱又は任命したので報告する。令和3年5月27日提出 湖西市教育委員会 教育長 渡辺 宜宏。

この協議会については、要綱に基づき、湖西市の小・中学校におけるいじめ問題に対する指導の適正化を図ることをねらいとして開催するものである。いじめ問題に係る各校の状況報告及び個別のケースに対する情報交換や指導方法の検討が主な協議内容である。委員の任期は1年となっており、令和3年度については、名簿のとおり17名を委員として委嘱又は任命した。

以上。

(渡辺教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

(渡辺教育長) 続いて、報告第9号「湖西市外国人児童生徒適応指導教室運営協議会

委員の委嘱又は任命について」、事務局の説明を求める。

(学校教育課長) 報告第9号「湖西市外国人児童生徒適応指導教室運営協議会委員の委嘱又は任命について」、湖西市外国人児童生徒適応指導教室運営協議会要綱（平成8年湖西市教育委員会告示第10号）第3条の規定により、下記の者を湖西市外国人児童生徒適応指導教室運営協議会委員に委嘱又は任命したので報告する。令和3年5月27日提出 湖西市教育委員会 教育長 渡辺 宜宏。

この協議会については、湖西市在住の外国人児童生徒が、学校生活への円滑な適応を図り、教育の振興を促進するために設置されているものである。外国人児童生徒の学校生活や学習状況に係る情報交換、指導方法の検討などが主な協議内容である。委員の任期は1年となっており、令和3年度については、名簿のとおり16名を委員として委嘱又は任命した。なお、適応指導教室指導員は、スペイン語の指導員に欠員が生じており、17名を予定していましたが、16名となっている。

以上。

(渡辺教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(袴田委員) 適応指導教室委員の間で、意見交換をすることはあるのか。

(学校教育課長) 協議会は決められた回数で開催している。

(袴田委員) 何か問題があったときに、情報共有できる場面があってもいいかと思う。

(学校教育課長) 協議会は年2回ありそこで情報共有している。また、特別な際は緊急に協議会を開いている。生徒指導に関しては別の協議会でも対応しており毎日情報を共有している。適応指導教室については、主に外国人児童生徒が日本の学校に慣れるための協議会である。

(佐原委員) ポルトガル語の指導員は配置され、スペイン語の指導員が不在のようだが、他の言語の指導員は配置の予定はあるのか。

(学校教育課長) 他の言語の指導員の配置予定はない。本当に必要なときには、県に依頼できるが、事前に予約が必要である。

(佐原委員) 適応指導教室は子どもが学校に慣れるように通訳員を入れるということか。

(学校教育課長) 日本の習慣や学習の内容を学ぶため通訳をお願いしている。

(佐原委員) 適応指導教室はどのように運営しているのか。

(学校教育課長) 教室というと学級のイメージがあるが、授業の中に指導員が入って、外国人児童生徒を個別に補助している。

(佐原委員) 適応指導教室だけではなく、外国人児童生徒の学力を上げるための方法を考えた方が良い。それには学習言語能力を身に着けることが大事である。外国人児童生徒は文章は読めても文章の意味についてはわかっていない。

(学校教育課長) 人が必要である。きめ細かな対応が必要だが十分でない。

(佐原委員) どの教科についても国語力が大切である。それには本読みが大事で、手助けするボランティア等があってもいいのではないかと思う。

(学校教育課長) 今の意見等も含めて適応指導教室を進めていく。

(渡辺教育長) 続いて、報告第10号「湖西市教科等指導リーダー相談員の委嘱又は任命について」、事務局の説明を求める。

(学校教育課長) 報告第10号「湖西市教科等指導リーダー相談員の委嘱又は任命について」、湖西市教科等指導リーダー相談員設置要綱要綱（平成22年湖西市教育委員会告示第53号）第3条の規定により、下記の者を湖西市教科等指導リーダー相談員に委嘱又は任命したので報告する。令和3年5月27日提出 湖西市教育委員会 教育長 渡辺 宜宏。

湖西市教科等指導リーダー相談員は自らが各種研修会に参加し、専門性や指導力を高めるとともに各校からの要請に応じて訪問指導を行うことで、市内教職員の資質向上ならびに教育の振興を図るという目的のもとに配置している。任期は原則として3年としているが、令和3年度は、新任の相談員3名を委嘱又は任命した。名簿に印がついているものである。

以上。

(渡辺教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

(渡辺教育長) 続いて、報告第11号「学校評議員の委嘱又は任命について」、事務局

の説明を求める。

(学校教育課長) 報告第11号「学校評議員の委嘱又は任命について」、湖西市公立学校管理規則(昭和44年湖西市教育委員会規則第1号)第37条の規定により下記の者を学校評議員に委嘱又は任命したので報告する。令和3年5月27日提出 湖西市教育委員会 教育長 渡辺 宜宏。

学校評議員は、地域や社会に開かれた学校づくりを一層推進し、学校が家庭や地域と連携しながら、特色ある教育活動を展開するために、校長が地域の方々の意見を幅広く取り入れることを目的として配置するものである。各学校に置く学校評議員の定数は、5名以内で、その任期は1年となっている。学校評議員につきましては、名簿のとおり、55名を評議員として委嘱又は任命した。

以上。

(渡辺教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

(渡辺教育長) 続いて、報告第12号「湖西市青少年育成センター青少年補導員の委嘱又は任命について」、事務局の説明を求める。

(スポーツ・生涯学習課長) 報告第12号「湖西市青少年育成センター青少年補導員の委嘱又は任命について」、湖西市青少年育成センター設置要綱(昭和47年湖西市教育委員会告示第1号)第9条の規定により、下記の者を湖西市青少年育成センター青少年補導員に委嘱又は任命したので報告する。令和3年5月27日提出 湖西市教育委員会 教育長 渡辺 宜宏。

委嘱又は任命した委員は48名で、任期は2カ年、令和3年5月1日から令和5年4月30日までである。22名が新任の委員である。

以上。

(渡辺教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

(渡辺教育長) 続いて、報告第13号「湖西市スポーツ推進審議会委員の委嘱又は任命について」、事務局の説明を求める。

(スポーツ・生涯学習課長) 報告第13号「湖西市スポーツ推進審議会委員の委嘱又は任命について」、湖西市スポーツ推進審議会条例(平成5年湖西市条例第22号)第4条の規定により、下記の者を湖西市スポーツ推進審議会委員に委嘱又は任命したので報告する。令和3年5月27日提出 湖西市教育委員会 教育長 渡辺 宜宏。

委嘱した委員は2名で、任期は前任者の残任期間となる令和3年4月1日から令和4年3月31日までである。2名が新任の委員で、関係団体の代表者の変更に伴うものである。

以上。

(渡辺教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

(渡辺教育長) 続いて、議案第22号「令和3年度湖西市一般会計補正予算(第4号)要求について」、事務局の説明を求める。

(教育総務課長) 議案第22号「令和3年度湖西市一般会計補正予算(第4号)要求について」、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定により、市長に別紙のとおり補正予算を要求したいので、教育委員会の意見を求める。令和3年5月27日提出 湖西市教育委員会 教育長 渡辺 宜宏。

教育委員会の担当課別の要求額の一覧である。教育総務課、歳出145万円の増額である。詳細について、令和3年度湖西市一般会計補正予算(第4号)主要事業の概要で説明をさせていただく。

10款1項2目事務局費の事務局関係経費の補正額は、145万円で、職員の産休、育休に伴う会計年度任用職員1名分の報酬を増額するものである。

以上、教育委員会関係の歳出の増額について、審議をお願いするものである。

以上。
(渡辺教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

(渡辺教育長) 他に質疑がないようであれば、議案第22号「令和3年度湖西市一般会計補正予算(第4号)要求について」を採決を行うがよろしいか。本案を原案のとおり承認する方の挙手を求める。

(挙手全員)

(渡辺教育長) 挙手全員である。よって、議案第22号「令和3年度湖西市一般会計補正予算(第4号)要求について」は原案のとおり承認された。

(渡辺教育長) 続いて、議案第23号「湖西市チャレンジ教室運営協議会要綱の一部改正について」、事務局の説明を求める。

(学校教育課長) 議案第23号「湖西市チャレンジ教室運営協議会要綱の一部改正について」、湖西市チャレンジ教室運営協議会要綱を別紙のとおり改正したいので承認を求める。令和3年5月27日提出 湖西市教育委員会 教育長 渡辺 宜宏。

この要綱は、湖西市チャレンジ教室を開設し、不登校児等に対する教育方法を協議するために必要な事項を定めている。今回の改正は、第1条第1号中、子育て支援課長を子ども家庭課長に改めるものであります。

以上。
(渡辺教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

(渡辺教育長) 他に質疑がないようであれば、議案第23号「湖西市チャレンジ教室運営協議会要綱の一部改正について」を採決を行うがよろしいか。本案を原案のとおり承認する方の挙手を求める。

(挙手全員)

(渡辺教育長) 挙手全員である。よって、議案第23号「湖西市チャレンジ教室運営協議会要綱の一部改正について」は原案のとおり承認された。

(渡辺教育長) 本日の案件については、これをもって全て終了した。
これにて、令和3年5月湖西市教育委員会定例会を閉会する。

閉 会 午後3時00分終了